

難病指定医・協力難病指定医に関するQ & A（山形県）

<指定医の役割関係>

Q 1 指定医になったら、全ての指定難病の診断（診療、臨床調査個人票の作成）をしなければならぬのか。

A 1 制度上、指定医が臨床調査個人票を作成する疾病を制限する規定はありませんが、実際には、それぞれの指定医の専門に従い、診断可能な疾病の診断書を作成いただくこととなります。

Q 2 指定医でなければ、特定医療費（指定難病）医療費助成制度の臨床調査個人票を作成できないのか。

A 2 指定医でない者が作成した臨床調査個人票は無効であり、指定難病の患者が支給認定の申請を行う際に使用できなくなります。

<専門医資格関係>

Q 3 専門医の資格について、認定内科医などの認定医は含まれるのか。

A 3 専門医の資格は、厚生労働省が指定するものである必要があり、具体的には、県ホームページにも掲載している「専門医資格のリスト」に記載のものとなります。したがって、リストに記載のないものは専門医の資格に含まれません。

<変更手続関係>

Q 4 主に勤務する医療機関に変更があった場合は、どのような手続が必要か。

A 4 主に勤務する医療機関（主として指定難病の診断を行う医療機関を言います。）が変更となった場合は、指定医指定申請事項変更届（様式第4号）を提出いただくこととなります。

ただし、他県の医療機関に変更となる場合には、山形県への変更届のほかに、当該医療機関の所在地を管轄する都道府県（又は指定都市）に対して、改めて申請を行い、指定医の指定を受ける必要があります。

<更新手続関係>

Q 5 更新を受けない場合はどうなるのか。

A 5 更新を受けない場合、現在の指定通知書の有効期間終了後は、指定の効力が失われ、指定医ではなくなります。指定医でない者が作成した臨床調査個人票は無効となり、指定難病の患者が支給認定の申請を行う際に使用できなくなります。

Q 6 更新申請はいつまで行わなければならないのか。

A 6 現在の指定通知書の有効期間終了前までに更新申請を行う必要があります。

Q 7 専門医資格を有する難病指定医（指定医番号「06S～」）だが、専門医の資格を更新しなかった等の理由により資格を喪失している場合、更新手続きはどのように行えばよいのか。

A 7 更新申請時点で専門医の資格を喪失している場合は、県ホームページ「山形県難病指定医・協力難病指定医について」から研修を受講のうえ、「研修修了証」をダウンロードいただき、更新申請書に添付してください。

なお、この場合、更新後の指定医番号は研修受講による難病指定医（「06T～」）として新たに付番するため、指定医番号が変更となります。

Q 8 専門医資格の無い研修受講による難病指定医（指定医番号「06T～」）だが、専門医の資格を取得した。更新手続きはどのように行えばよいのか。

A 8 更新申請書に「専門医に認定されていることを証明する書類の写し」を添付してください。（山形県知事が行う研修の受講は不要です。）

専門医の資格は、更新申請時点で有効である必要があります。また、厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格である必要があります（専門医資格のリストを県の指定医のホームページに掲載しております。）。なお、更新後の指定医番号は専門医資格による難病指定医（「06S～」）として新たに付番するため、指定医番号が変更となります。

Q 9 現在の指定通知書の内容に変更が生じているが、更新手続きはどのように行えばよいのか。

A 9 指定医の氏名、住所、医籍登録番号、医籍登録年月日、主たる勤務先の医療機関に変更がある場合は、更新手続きの前に「指定医指定申請事項変更届」を提出してください。

指定医の指定状況は山形県ホームページで公表していますので、変更がある場合は速やかな手続きをお願いいたします。

なお、変更届の提出に合わせて更新申請の提出を行うことも可能です。

Q 10 指定の更新をしないこととしたいが、どのような手続きが必要か。

A 10 指定通知書の有効期間終了前で、臨床調査個人票を作成しておらず、今後も作成見込みがない場合は、「指定医指定辞退申出書」の提出をお願いいたします。指定医の指定状況は山形県ホームページで公表していますので、辞退される場合は速やかな手続きをお願いいたします。

なお、更新を受けなければ自動的に指定は失効することになりますが、その場合、更新の意思をお持ちでないことを確認するため、電話等で連絡させていただく場合があります。

Q11 指定の更新により指定医番号は変わるのか。

A11 変わりません。ただし、現在は専門医資格による難病指定医（「06S～」）であるが、更新申請時点で専門医資格が失効しており、更新後は専門医資格のない難病指定医（「06T～」）として指定を受ける場合など、指定の区分が変更となる場合には、新たに指定医番号を付番するため、変更となります。

<その他申請関係>

Q12 複数の医療機関で臨床調査個人票を作成する場合の申請方法は。

A12 医療機関単位の指定ではないので、指定を受ければどちらの医療機関でも臨床調査個人票を作成可能となります。

Q13 勤務している医療機関が難病指定医療機関になっていないが、指定医の申請は可能か。

A13 指定医の申請は可能です。ただし、難病指定医療機関ではないため、医療費の公費請求を行うことはできません。

Q14 山形県以外で指定を受けているが、山形県にも指定を申請する必要があるか。

A14 主として指定難病の診断を行う医療機関の所在地を管轄する都道府県（又は指定都市）から指定を受けていれば、他の都道府県（又は指定都市）から指定を受ける必要はありません。

Q15 居住地がA県で、勤務地がB県の場合は、申請はどちらにするのか。

A15 B県となります。指定医の申請は、主として指定難病の診断を行う医療機関の所在地を管轄する都道府県（又は指定都市）に行います。